

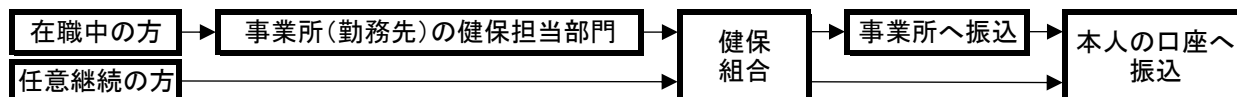
記入上のご注意

延長傷病手当付加金は被保険者が業務外の病気やけがによる療養のために仕事を休み
その間給与等が支払われないとき、被保険者の生活費を保障するための保険給付となりますので
給与の締日に合わせて1ヵ月毎に申請してください。

任意継続被保険者の方は、1日～月末日の1ヶ月毎を基本として申請してください。

なお、退職後の期間は任意継続者を除き、延長傷病手当金の支給対象外となります。

* 申請から給付の流れ *



共通事項

- ・ 必ずA4用紙に片面印刷で出力し、計3枚を揃えて提出してください。
- ・ 選択項目については、□に✓を入れてください。
- ・ 記入した内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を記入のうえ各訂正者の印を押印してください。
- ・ ⑫、⑰、⑳及び㉓の期間の計算は、両端を入れて間違いなく日数を算出してください。

申請する方へ

- ・ ①記号・番号はマイナポータル、資格情報のお知らせ、資格確認書(健康保険証)のいずれかでご確認ください。
- ・ ⑦お仕事の内容は、「事務職」などではなく「経理担当事務」「社内DXの整備」「精鉦等の調達」「廃止鉦山の点検保全」等、できる限り具体的に記入してください。
(退職後の期間を申請される方は、在職時のお仕事の内容を記入してください。)
- ・ ⑩「症状」は、申請期間における傷病の状態を詳しく記入してください。
「医師からの指示等」は、療養を担当した医師より、どのような療養指導・指示があったかを記入してください。
- ・ ⑪傷病の原因が第三者の行為によるものであるときは、別に「第三者行為による傷病届」が必要となります。
申請前に当組合までご連絡ください。
また、労災に該当する傷病については申請できません。ただし、休業補償給付の額が傷病手当金の額よりも低いときは、その差額が支給されます。

【添付書類】

障害厚生年金、障害手当金の給付を受けている方	① 厚生年金保険障害年金証書の写し(障害厚生年金受給の場合) ② 障害手当金決定通知書の写し(障害手当金受給の場合) または、これらに準ずる「給付額」と「支給開始年月」を証明する書類の写し ③ 直近の額を証明する書類(年金額改定通知書 等)の写し
老齢退職年金の給付を受けている方 (資格喪失後に申請する場合)	① 老齢退職年金の年金証書の写し または、これに準ずる「給付額」と「支給開始年月」を証明する書類の写し ② 直近の額を証明する書類(年金額改定通知書 等)の写し

※ 年金関係の書類は初回申請時(申請開始後に年金受給を開始した場合は、通知が届いたとき)のみ添付してください。
ただし、年金額に変更があった場合は「年金額改定通知書」を変更の都度ご提出ください。

※ 必要に応じて、別途書類の提出をお願いする場合があります。

給付金の振込先について

〔在職中の申請の場合〕

- ・ ⑳委任状の被保険者(申請者)の欄に記入してください。事業主の選定した受取代理人へ給付金を振り込みます。
- ・ ⑲への記入は不要です。

〔任意継続被保険者の方もしくは資格喪失後の申請の場合〕

- ・ ⑲に指定口座の情報を記入してください。
- ・ 申請者の名義ではない口座への振り込みを希望する場合、㉑委任状への記入が必要です。

事業主の方へ

- ・ ⑫申請期間が被保険者の退職後の期間であるときは、事業主の証明は必要ありません。
- ・ ㉑の期間に対して報酬が支払われている場合は、㉓「はい」にチェックを入れ、㉕に支払った報酬の名称(「基準内賃金」「住宅手当」「携帯電話手当」等)、支給対象期間、支給額を記入してください。
- ・ ㉖の証明日には、書類を作成した日を必ず記入してください。
※ ㉑の期間を過ぎてから作成してください。

【添付書類】

申請期間にかかる	① 就業簿(写し) ② 賃金台帳(写し)
※ 第1回目および1ヵ月以上の期間をあけての申請の場合は、欠勤控除が行われていない月の賃金台帳(写し)も添付してください。	
※ 欠勤控除が翌月以降になる場合は、欠勤控除が行われた月の賃金台帳(写し)が必要です。	

※ 必要に応じて、別途書類の提出をお願いする場合があります。

医師の方へ

- ・ ㉑労務不能と認めた期間は、治療期間ではなく、当該被保険者が㉔の傷病により療養のため労務に就くことが不能であると認めた期間を記入してください。
また、証明日以前の期間を記入してください。
- ・ ㉑はなるべく詳しく記入してください。
- ・ ㉓人工透析または人工臓器等を装着したときは、実施日または装着日を記入してください。
なお、人工臓器等を装着したときは「人工臓器等の種類」の該当項目にチェックを入れてください。

健康保険の給付を受ける権利は2年間で消滅します。
延長傷病手当付加金の時効の起算日は「労務不能であった日ごとにその翌日」となります。